

平成30年度事業計画

I. 基本方針

「アメリカ・ファースト」を掲げるトランプ政権や中・露など大国の政治的思惑により、世界中が懐疑的混乱に陥っています。我が国においては、大手製造会社のデータ改ざんや異常気象による自然災害が頻発しています。想定外のことが現実になりうる不確実性の時代。昨年にも増して激動の1年が予想されます。

さて、シルバー人材センターは、当然ながら法律や国策に基づき事業展開している公益法人です。現・安倍政権の「ニッポン一億総活躍プラン」では、一億総活躍社会の実現に向けた最大の施策として「働き方改革」がクローズアップされています。昨年3月28日に開催された第10回働き方改革実現会議では、高齢者の就業促進のポイントは、年齢に関わりなく働き続けられる「エイジレス社会」の実現であり、これにより労働者ばかりでなく企業全体の活力の増進にもつながるとされており、その一環として、「高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供する」シルバー人材センターに、今まで以上の期待が寄せられています。この期待に応えるべく当センターでは、昨年度に引き続き、適正就業に基づく派遣事業への円滑な移行及び新規開拓に積極的に取り組んでまいります。

シルバー人材センターに対する期待が高まる一方で、年金支給年齢の引き上げに伴う65歳未満の新入会員の減少や改正労働契約法の適用等の問題が発生しています。厳しい状況ではありますが、数年後を見据えた計画的な運営に努めます。

また、会員の就労意欲の高揚を図り、宮城県の最低賃金との格差を是正するため、平成30年度作業分からの配分金基準単価を引き上げさせていただきます。確かに個人差はありますが、会員が全力で仕事に取り組む姿勢に対する適切な対価と考えております。今回の改正は、平成25年度以来の引き上げとなりますが、発注者各位のご理解があつて初めて可能となるものです。このことを、私たち役職員はもとより、シルバー事業の主体である会員自らが十分自覚し、任せられた仕事に対して責任を果たしてまいります。

当センター設立35年目となる平成30年度は、高齢者にとって魅力的な活動拠点として、また市民の皆様方には、引き続き身近で頼りになる存在となりうるよう事業展開してまいります。

Ⅱ．重点項目

1．安全就業の徹底

- (1)機械刈り除草作業に伴う石飛ばし事故の撲滅
 - ⇒除草現場状況により機械刈りから手刈りへの転換
 - ⇒防護ネットの確実な設置
- (2)就業前のミーティングによる作業現場危険個所の把握
- (3)派遣・衛生委員会の設置・運営による会員の健康増進及び安全対策を強化

2．高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

- (1)発注者からの求人要請に対応するため更なる会員の確保
- (2)就業機会の更なる開拓と適材適所の提供
- (3)多賀城市から委託されている介護予防・日常生活支援総合事業及び軽度生活援助業務の円滑な推進
- (4)適正就業確保のための受注体系の見直し及び交渉強化
 - ⇒隣接センターとの情報交換強化及び同一步調の対応

3．基本理念「自主・自立・協働・共助」に基づく「臨・短・軽」就業の徹底と内外に向けての普及啓発の強化

4．会員間の連帯感を高め、居住地域の活性化を図るための地域班組織の更なる機能強化

5．公益社団法人としての組織強化と経営の安定

Ⅲ．年度目標

- 1．会員事故：就業中・就業途上の傷害及び賠償事故 **0件**
- 2．会員数：正会員 **565名**
 - (うち女性会員 **170名**)
 - ：正会員粗入会率 **3%以上**
 - ：賛助会員 **35団体**
- 3．就業率：80%〔含む・労働者派遣事業〕
- 4．事業実績：受託・独自事業収入金額 **120,111,000円**
 - ：受託・独自事業就業延人員 **29,000人/日**
 - ：労働者派遣事業契約金額 **58,000,000円**
 - ：労働者派遣事業就業延人員 **11,300人/日**

IV. 事業実施計画【公益目的事業の内容】

1. 就業開拓提供事業

◎今年度は特に

- ・『量より質を追求＝お客様満足度 100%を目指す』
- ・『就業形態により、受注区分を適正に明確化』
- ・『シルバー事業の基本理念及び設立趣旨の共有』

(1)請負・委任事業

- ① P R パンフレット等の一般家庭へのポスティングを強化(ポスティング業者委託回数の増加)。請負・委任で受注できる仕事(植木剪定、襖・障子張り、大工、塗装、伐採、除草、屋内外清掃、筆耕及び委任された業務を会員が自分の裁量で処理する一般事務等)を積極的に P R。
⇒35年間の実績で「困ったことはシルバーへ」の市民意識の定着を図る。
⇒営業活動においては、除草・植木剪定・伐採→草集め→巻込み車による残材運搬・処理の一連作業受注可能体制をアピールする。
- ②「一人暮らしの高齢者」を支える家事援助事業の推進。
⇒特に、平成28年度から多賀城市から委託されている総合事業「介護予防・日常生活支援事業」に組織的に対応できる体制を整備する。(2級ヘルパー有資格会員を中核とした地域ブロック単位の組織化、従事会員の研修強化)

(2)労働者派遣事業

- ①引き続き、発注者に対し、派遣事業と請負・委任事業との就業形態の違いを説明し、双方にとって安心できる法令遵守の職場環境を整備する。⇒適正な契約形態で受注。
- ②派遣契約への移行に際し、大幅な受注量の減少を防ぐため、昨年度、継続物件の一部に対し経過措置として設定した軽減手数料率を段階的に引き上げる。
- ③就業開拓員による発注者(特に民間企業)への営業活動の継続
- ④就業開拓員等の訪問情報及び会員の自己 P R 情報に基づき相手企業が求めている具体的人材(技能、キャリア、条件合致など)をタイムリーに提供できる体制作りに努める。

- ⑤ 会員への「電話による就労意向打診」及び「求人情報の提供」等を強化する。
- ⑥ 労働者派遣法等の関係労働法規厳守義務を果たすため、事務局の管理・事務部門体制を整備する。
- ⑦ 派遣事業・衛生委員会を設置し、派遣先事業所及び派遣会員の就労実態を把握することにより、参入可能な就労分野の拡大を図る。

(3) 職業紹介事業

シルバー正会員の身分のまま、就労を希望する会員がほとんどのため、従来どおり労働者派遣事業推進に重点を置いて推進する。ただし、転職者の転職希望者に対しては、随時提供に努める。

2. 普及啓発事業

市民の皆さんの視覚に訴える啓発活動を継続強化する。

(1) 入会促進のための普及啓発

- ① 『会員一人、新規会員 1 名確保運動』の推進
- ② ワークプラザ来館者及び利用登録者、講習会等受講者への積極的な勧誘
- ③ 昨年度から設置した地域班単位の地域連絡所を増設し、地域啓発拠点とする。〔会員有志の自宅等、入会促進ポスターや発注促進ポスターを掲示する業務を委託〕
⇒ 79 箇所(29 年度実績)を 100 箇所以上に。
- ④ 会員が就業している仕事内容及び入会説明会日時を掲載した入会促進チラシを全世帯配布
- ⑤ 会員の生き生きとした情報を満載したシルバー会報『新年号』の市内全戸配布
- ⑥ ホームページによる情報公開
- ⑦ 「市政だより」に入会説明会のご案内掲載
- ⑨ 企業・商店・掲示板等への入会促進ポスター掲示
- ⑩ 地域貢献ボランティア活動及び会員同志の絆強化事業の実施(春＝地域班単位での活動、秋＝全体での活動)
- ⑪ 賛助会員の加入促進
⇒ ポスターやチラシの設置許可を頂いている企業・団体等に対し、センターの設立趣旨や地域貢献度を積極的に説明し理解を求める。また、当センター会報等に名簿を

掲載するなど、できる限りの機会をとらえ、市民に対し賛助会員企業の協力状況を紹介する。

⑫新規サークル活動の発掘と積極的な情報発信

(2)就業機会開拓のための普及啓発

①発注者への最も効果的な普及啓発の方法は、発注者に満足してもらえる仕事をする事。

⇒“あなたなら任せられる”と思ってもらえる人間関係の構築こそが大切。

②公共施設・企業・商店等へのPRチラシの配布及び常備

③会員による市内商業施設店舗前での普及啓発活動

④「多賀城市民市」へ出店し、独自事業の展示販売

⑤多賀城市シルバーワークプラザでの手芸品の展示販売

⑥ボランティア活動〔市内清掃活動＝春・秋〕の実施

(シルバー人材センター事業普及啓発月間 10/1～31)

⑦シルバーワークプラザの東北学院通路側フェンスに、両用〔入会促進用、発注促進用〕横断幕を設置

⑧就業現場での就業会員による“こんな仕事もお任せくださいPR”の推進

⇒春夏秋冬の簡易パンフレット活用

〔発注者への請書送付時同封、事務所常備〕

⑨『会員一人一人が営業マン運動』の推進

⑩会員にはシルバー人材センターの基本理念「自主・自立・協働・共助」の再認識、市民の皆さんにも理念を共有して頂く普及啓発の強化

3. 研修・講習事業

多賀城市シルバーワークプラザを有効活用し、自主事業として各種技能講習会及び社会参加促進事業を実施する。

(1)技能職希望会員(含.ワークプラザ利用登録者)対象

技能習得による就業機会の獲得・拡大を図るための技能講習会(襖張り・障子張り、クロス張り、網戸張り、植木剪定、塗装、ハウスクリーニング、刈払い機械及びチェーンソー操作・整備、実用書道、普通救急・救命)の実施

(2)正会員対象

当センター会員として、身につけておかねばならない知識等の情報提供(消費税の軽減税率制度、安全就業)、接遇

マナー、シルバー理念認識等)

⇒内部及び外部講師招へいあるいは他センター主催の講習会等への相乗り参加促進

また、新入会員対象に「認知症サポーター」「ハウスクリーニング」講習会の受講義務付け

(3)正会員及びその他の市内高齢者対象

①社会参加を促進するための生きがい対策教室(パソコン、手芸、英会話、料理、日曜大工、囲碁・将棋、グランドゴルフ、パステル画、絵手紙、折り紙、シニア向けスマートフォン、着物着付け、生け花等)の開催

②自動車誤操作等による高齢者関連の交通事故が多発しているので、自動車運転実技適性診断講習会を実施

(4)一般労働者派遣事業で雇用される正会員対象

派遣作業内容により必要とされる技能や職場環境を良好にするための知識を身に付ける研修会の実施(派遣先での研修会を含む)

4. 調査研究事業

(1)すべての正会員対象

①サークル活動参加意向調査の実施

平成27年度に実施したアンケート意向調査を契機に発足したサークル活動。サークル活動の多様化及び拡大を図るため、3年ぶりに意向調査を実施する。積極的な就業はできないが、他人との交流や社会参加を希望する高齢者の入会を促すと共に、高齢会員等の定着促進を図るため、会員の希望内容を随時調査し、自主的組織活動を促す。

〔家庭菜園、ジョギング・ウォーキング、カラオケ愛好会、たぴ俱樂部、海釣りサークル、棋友サークル、ボウリング等〕+α

⇒施設内に『サークル活動情報』ラックを設置し、各サークル活動の最新情報を提供する。また、高齢者志向の把握及び多様化に向けての方法等を調査研究し、積極的に新規サークルの立ち上げ及びサークル活動への参加を促す。

②「婚活・親の会」サークルの立ち上げのための調査研究
前年度は、愛する息子・娘のための婚活イベントとして

「ホテルでの昼食会」を企画し参加者を募ったにもかかわらず、残念ながら実現できなかった経緯がある。今年度は、当事者及び世話役がサークル活動という形で、定期的に集まり情報交換することによって、マッチング機会を拡大できるかどうかを調査研究する。

(2)未就業会員対象

就業率の向上を図るため、面談や電話による現況調査の実施(未就業の原因、就業可能条件の確認、就業への助言等)

(3)一部の70歳未満新入会員対象

技能職種後継者発掘のため、書面による意向調査(興味の有無、経験年数、今後の意思確認等)を実施

(4)発注者(企業、一般家庭)対象

発注者に対するサービス向上を図るため、お客様満足度調査(発注理由、仕事の仕上がり評価、会員及び事務局職員の応接態度、その他意見・要望等)の実施

また、その調査結果の一部を当センターホームページに掲載し、市民の皆さんに公表する。

(5)多賀城市主導の総合事業(介護予防及び日常生活支援事業等)の熟知と積極的参画

受託から3年目の実績を基に、当センターが今後果たすべきサービス提供内容及び課題(就業現場での問題点、如何にすれば従事会員を安定的に確保できるのか等)を調査研究する。

5. 相談事業

(1)正会員対象

- ①請負・委任契約に基づく就業相談(随時)
- ②派遣元責任者による労働者派遣事業契約に基づく就労相談(随時)
- ③職業紹介事業紹介責任者による職業紹介事業契約に基づく紹介相談(随時)
- ④サークル活動(含む「婚活・親の会」)やスムーズな加入促進に関する相談

(2)市内高齢者対象

- ①シルバー事業内容概要説明会の開催(毎月2回)

- ②技能習得及び社会参加活動に関する相談(随時)
- ③就業・就労に関する相談(随時)
- ④その他、相談先窓口の検索・アドバイス

6. 安全就業推進事業

“会員の皆さん、

今年度は特に、危機感をもって就業しましょう！
命を守りケガをしないために、

初心に帰り「安全・適正就業規程」を確認しましょう！”

- (1)『命を守るミーティング用シート』の完全履行
＝就業現場ごとに、就業会員全員が毎日行う声掛け一覧
⇒「うっかり忘れ」や「指摘しにくい」を解消
- (2)就業時の安全一声運動の励行(常時)
⇒会員の皆さん、一緒に就業する会員同志が声を掛け合う
ことが、最も士気高揚につながるものと思われれます。安全に馴れ合いは不要です。
- (3)新入会員対象に安全講習会開催(入会承認の都度)
- (4)安全部会員及び役職員による就業現場の巡回パトロール
(年数回)及び安全指導の徹底(随時)
- (5)安全意識喚起のための職域班(植木剪定、機械刈り除草)
所属会員に対する出発式の開催(春先及び盆明け)
- (6)安全部会と職域各班長との安全作業検討合同会議の開催
(植木剪定職域5班、機械刈り除草職域4班)
- (7)職域班による安全衛生管理計画書の策定及び職域別安全
手順書等の随時改定と従事会員に対しての周知徹底

☆【所属会員全員が心に誓った

平成30年度安全スローガン】

◎植木剪定職域班

『自分の年齢を十分に理解し、
チーム一体となり作業します。』

◎機械刈り職域班

『物損事故・傷害事故ゼロ、
安全第一、自分勝手な判断で行動しません。』

- (8)機械刈り除草・石飛ばし危険個所の受注見直し
長年、機械刈り除草で受注していた現場状況の確認及び見
直しを実施。石飛ばし危険個所(住宅隣接地、駐車場内等)

は、手刈り除草でしか受注できない旨をお客様に説明。

- (9)機械刈り除草・「1対1」のネット張り体制の徹底
機械刈り会員1名に対し、ネット張り会員1名のマンツーマン体制を現場で確実に実行する。
- (10)派遣事業・衛生委員会の設置
派遣会員の労働災害防止と健康増進等を図るため、4月に委員会を設置し、毎月1回開催する。
- (11)安全就業、健康管理等に関する「安全だより」の発行及び配布(会報内コーナーにて掲載)
- (12)塵芥車両に係る安全操作講習会の開催
- (13)運転業務従事会員及び事務局職員に対するアルコール度チェック検査の実施(毎日)
- (14)市の健康診断受診及び治療の徹底の奨励
- (15)施設内の簡易血圧測定器利用促進
- (16)事務所内壁に『事故発生状況』を掲示し、注意喚起
- (17)職域班グループ長に「事故発生状況」を配布し、その都度所属会員に伝達説明する体制整備
- (18)全国安全週間(7月)に合わせ、会員各位に安全標語等を募集し、作品をワークプラザ内に展示

7. 指定管理者としてのワークプラザの適正な運営

当センターは、昨年度に多賀城市シルバーワークプラザの指定管理者として再度認定され、3期目となる平成30年度から平成34年度までの5年間の管理運営を託された。

この公の施設は、平成22年に開館し当センター会員はもとより、市内の高齢者の就労等を支援する拠点施設として位置づけられている。当センターは、指定管理者として、「多賀城市シルバーワークプラザ指定管理者基本協定書(平成30年2月)」に基づき、就労や地域活動など高齢者の活動機会を創出、支援することにより、高齢者の生きがいや健康づくりなどに寄与するため、今後とも適正な運営に努める。

8. 組織運営体制の充実と事務の効率化

公益法人としての組織を維持するため、健全で安定した財政基盤の確立はもちろん、理事会、専門部会、地域班、職域班等の活動において、役職員及び会員の積極的な協議を重ね、

より一層地域社会に開かれた事業運営に努める。

本年度も、事業の拡大に全力で取り組むと共に、事務局体制の充実と事務作業の合理化を図りながら、経費節減に努め、効率化を高める。